

同種工事、より同種性の高い工事の設定例

平成25年3月

**国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室**

はじめに

本資料の位置づけ

本資料は「国土交通省直轄事業における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月）の運用にあたり、工事の品質を確保・向上するために、企業あるいは技術者に対して「より同種性の高い工事」の施工実績を求め、適切に総合評価を行うための技術的資料である。

- 本資料は、個別工事の技術審査等において審査項目の一つとなる「同種工事」及び「より同種性の高い工事」を設定する際に参考とするための目安を示すものであり、
具体の工事においては、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮して、案件ごとに適切に設定するものとする。
- 総合評価項目として設定している「より同種性の高い工事条件」については、競争参加資格として設定することが工事の品質を確保する上で重要と判断される場合は、
繰り上げて採用することができる。
- 複数の条件を同時に求める場合には「全て同時に満たすこと」を付記し、どれか一つで良い場合は「いずれかの要件を満たすこと」など、当該工事に求める条件に応じて設定を変更することができる。
- 「同種条件」、「より同種性の高い工事案件」とともに、条件の設定にあたっては、「当該工事と同等以上であること」を上限とする。

導入の意義

施工実績にかかる要件については、通達「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成22年3月29日付け 国地契第39号、国官技第371号、国営計第104号）において、工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定することとされており、工事難易度が低い場合、地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価することとされている。

一方、工事の品質を確保する上では総合評価の段階で技術提案を求めて審査すると同時に、当該工事と同等の工事施工実績（構造形式、規模、工法、制約条件等）を有する者を適切に評価することも重要である。

条件の設定方針について

【同種条件（競争参加資格）】

- 競争参加資格で求める要件については、新たな運用による混乱を避けるため、すでに運用されている「国道交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン 参考資料編 参考5 同種工事の設定例（又は一般競争入札（土木関係）競争参加資格要件事例集）」を基本としている。
- 地方整備局等からの要望や発注量が増加しているものについて新工種を追加した。

○地方整備局等より追加要望を頂いた工種で設定が可能なものを新規追加した。

- ・「鋼橋上部工」 → 「多径間連続少数主桁橋（2主桁・3主桁・鈑桁・細幅箱桁）の項目を追加
- ・「土工」 → 「法面工」の項目を追加
- ・「コンクリート構造物工事」 → 「カルバート工、コンクリート擁壁」の項目を追加
- ・「舗装工」 → 「舗装維持・修繕」の項目を追加
- ・「河川工事」 → 「護岸」の項目を追加
- ・「砂防工事」 → 「砂防流路工」の項目を追加
- ・「海岸工事」 → 「海岸構造物」の項目を追加
- ・「その他」 → 「除草・清掃工」の項目を追加

○現在、発注量が増加しているものを新規追加した。

- ・「鋼橋上部工」 → 「鋼橋補修・補強」の項目を追加
- ・「PC上部工」 → 「PC橋補修・補強」の項目を追加
- ・「橋梁下部工」 → 「耐震補強（RC構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造）」の項目を追加

【より同種性の高い工事条件（総合評価項目）】

工事条件については、分類した具体例を引用しやすくするため、構造、形式、規模、制約条件、その他等に分類して列挙した。

規模条件や特殊な条件については、検索や確認が可能なCORINSを基本としている。しかしながら全ての条件をCORINSで網羅できないことも想定され、その場合は別途実績を証明できる資料を求めるものとするが、その際には受発注者の事務手続きに伴う負担を考慮して適切に設定するものとする。

目次

1. トンネル・地下構造物	- 1 -
1-1 矢板工法・NATM工事	- 1 -
1-2 シールドトンネル	- 2 -
1-3 開削工法	- 3 -
2. 鋼橋上部工	- 4 -
2-1 単純鈹桁橋	- 4 -
2-2 単純箱桁橋	- 5 -
2-3 多径間連続鈹桁橋	- 6 -
2-4 多径間連続箱桁橋	- 7 -
2-5 多径間連続少数主桁橋（2主桁・3主桁 鈹桁・細幅箱桁）【新工種】	- 8 -
2-6 鋼床版鈹桁橋（単純・連続）	- 9 -
2-7 鋼床版箱桁橋（単純・連続）	- 10 -
2-8 ラーメン橋	- 11 -
2-9 アーチ系橋梁・トラス橋	- 12 -
2-10 斜張橋・吊橋	- 13 -
2-11 鋼製主塔（斜張橋・吊橋）	- 14 -
2-12 鋼橋補修・補強【新工種】	- 15 -
3. PC上部工	- 16 -
3-1 床版橋	- 16 -
3-2 桁橋（I・T桁橋）	- 17 -
3-3 箱桁橋（張出し架設を除く）	- 18 -
3-4 箱桁橋（張出し架設）	- 19 -
3-5 ラーメン橋またはアーチ橋	- 20 -
3-6 PC橋補修・補強【新工種】	- 21 -
4. 橋梁下部工	- 22 -
4-1 鉄筋コンクリート構造	- 22 -
4-2 鋼製	- 23 -
4-3 鋼管コンクリート複合構造	- 24 -
4-4 耐震補強（RC構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造）【新工種】	- 25 -
5. 土工	- 26 -
5-1 掘削又は切土	- 26 -
5-2 盛土	- 27 -
5-3 法面工【新工種】	- 28 -
5-4 浚渫（ポンプ系、グラブ系浚渫）	- 29 -
5-5 特殊系浚渫	- 30 -
6. 地盤改良工	- 31 -
6-1 バーチカルドレーン	- 31 -
6-2 サンドコンパクション工法	- 32 -

6-3	深層混合処理工法（機械攪拌翼方式）	- 33 -
6-4	深層混合処理工法（高圧噴射攪拌方式）	- 34 -
6-5	石灰パイル工法	- 35 -
6-6	薬液注入工法	- 36 -
6-7	表層混合処理工法	- 37 -
7.	基礎工	- 38 -
7-1	場所打ち杭	- 38 -
7-2	既製杭	- 39 -
7-3	ニューマチックケーソン	- 40 -
7-4	オープンケーソン	- 41 -
7-5	地中連続壁	- 42 -
7-6	鋼管矢板基礎	- 43 -
7-7	深礎杭	- 44 -
8.	コンクリート構造物工事	- 45 -
8-1	カルバート工【新工種】	- 45 -
8-2	コンクリート擁壁【新工種】	- 46 -
9.	舗装工	- 47 -
9-1	コンクリート系舗装	- 47 -
9-2	アスファルト系舗装	- 48 -
9-3	舗装維持・補修【新工種】	- 49 -
10.	河川工事	- 50 -
10-1	築堤	- 50 -
10-2	護岸【新工種】	- 51 -
10-3	堰・水門	- 52 -
10-4	樋門・樋管	- 53 -
10-5	排水機場（堤防乗り越し方式は除く）	- 54 -
10-6	耐震補強（水門等RC構造）【新工種】	- 55 -
11.	砂防工事	- 56 -
11-1	砂防堰堤（砂防ダム）	- 56 -
11-2	砂防流路工【新工種】	- 57 -
12.	海岸工事	- 58 -
12-1	海岸構造物【新工種】	- 58 -
13.	その他	- 59 -
13-1	除草・清掃【新工種】	- 59 -
	参考資料	- 60 -

1. トンネル・地下構造物

1-1 矢板工法・NATM工事

矢板工法・NATM(内空断面積 40m ² 以上に適用)			
(1) 同種条件 (競争参加資格)			
<ul style="list-style-type: none"> 下記の(ア)～(エ)の要件を満たすNATM(矢板工法の場合は矢板工法)工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。 (ア) トンネル内空断面積(覆工後の内空面積) 〇〇m²以上であること。 (イ) トンネル施工延長が〇〇m以上であること。 (ウ) 土被りが〇〇m以内であること。 			
<p>ただし、上記(ア)～(ウ)は同一工事であることとし、施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施した区間の延長であること。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> (エ) その他(下記「(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること。 求める規模は次のとおりとする。 			
○ (ア) : 内空断面積			
設計規模	45 m ² 未満	45 m ² 以上85 m ² 未満	85 m ² 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5 m ² 単位の1ランク下で設定。ただし、最小40 m ² で設定。	80 m ² で設定。
○ (イ) : 施工延長			
設計規模	300m未満	300m以上1500m未満	1500m以上
設定条件	設定しない。	100m単位の1ランク下で設定。	1400mで設定。
○ (ウ) : 土被り (NATMの場合)			
設計規模	20m以上	20m未満	
設定条件	設定しない。	20mで設定。	
<p>※坑口部を除く。(坑口部とは「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」でいう土被りが1～2D(Dは掘削幅)の範囲とする。</p>			
(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)			
<p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> 特殊なトンネル形状、構造の施工実績 (例：眼鏡トンネル(無導坑式含む)、斜坑、立坑、非排水構造型、分岐部・接続部を有するトンネル) 		
規模	<ul style="list-style-type: none"> トンネル内空断面積(覆工後の内空面積)が同一規模以上であること。 トンネル施工延長が同一規模以上であること。 土被りが同一条件以下であること。 		
工法	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な補助工法の施工実績(例：削孔長〇m以上の長尺先受工法) 掘削方法(例：発破、機械式) 		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。(例：海底、近接施工) 地質面での制約条件下における工事であること。 (例：高い地熱、温泉、有害・可燃性ガス、含水未固結地山、膨張性地山、重金属等の含有) 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 (例：積雪寒冷地域において冬期施工が伴う場合に凍結防止対策を要した工事) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

1-2 シールドトンネル

シールドトンネル

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・下記の (ア) ~ (ウ) の要件を満たすシールド工法 (密閉型) によるトンネル工事の施工実績を有すること。
 - (ア) 施工 (セグメント) 外径が〇〇m以上であること。
 - (イ) 施工 (掘進) 延長が〇〇km以上であること。
ただし、上記 (ア) ~ (イ) は同一工事であること。
 - (ウ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)

・求める規模は次のとおりとする。

○ (ア) : 施工 (セグメント) 外径

設計規模	4m未満	4m以上6m未満	6m以上
設定条件	設定しない。	3mで設定。	4mで設定。

○ (イ) 施工 (掘進) 延長

設計規模	2km未満	2km以上
設定条件	設定しない。	1.5kmで設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊なトンネル形状、構造の施工実績 (例：復円形、矩形) ・ 縦断勾配が〇%以上の施工区間が含まれていること。 ・ R/Dが〇〇以下の施工区間が含まれていること。 (R：曲率半径、D：シールド外径)
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ セグメント外径が同一規模以上であること。 ・ 施工 (掘進) 延長が同一規模以上であること。 ・ 土被りが〇D以下であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ シールド形式が同一であること。(例：泥水式、泥土圧式)
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制や現道確保を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め、路面覆工) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：離隔が〇D以内の近接施工、海底横断、河川横断) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 (例：風化岩、崩壊性砂質土、有害・可燃性ガス、重金属等の含有、礫径が30cm以上の礫質土、軟弱な粘性土) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 (例：最大切羽水頭が〇〇m、積雪寒冷地域において冬期施工が伴う場合に凍結防止対策を要した工事)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

1-3 開削工法

開削工法				
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (エ) の要件を満たす地下に構築する鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有すること。 (ア) ○○工法による開削深度が○○m 以上であること。 (イ) 構造物内幅が○○m 以上であること。 (ウ) 施工延長が○○m 以上であること。 <p>ただし、上記 (ア) ~ (ウ) は同一工事であること。</p> (エ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模は次のとおりとする。 				
○ (ア) : 工法				
工 法	土留め全般	オープンカット		
条 件	土留め工法。	設定しない。		
○ (ア) : 開削深度				
設計規模	10m未満	10m以上15m未満	15m以上20m未満	20m以上
設定条件	設定しない。	9mで設定。	10mで設定。	15mで設定。
○ (イ) : 構造物内幅				
設計規模	10m未満	10m以上12m未満	12m以上20m未満	20m以上
設定条件	設定しない。	8mで設定。	10mで設定。	15mで設定。
○ (ウ) : 施工延長				
設計規模	500m未満	500m以上700m未満	700m以上	
設定条件	設定しない。	400mで設定。	500mで設定。	
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>				
構造・形式	・ 特殊形状であること。			
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開削深度が同一規模以上であること。 ・ 構造物内幅が同一規模以上であること。 ・ 施工延長が同一規模以上であること。 			
工法	・ 土留め・仮締切工法 (場所打ちコンクリート、ソイルセメント、プレキャスト、鋼矢板、鋼管矢板等) が同一工法であること。			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍、地下構造物との近接施工) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 (例：積雪寒冷地域において冬期施工が伴う場合に凍結防止対策を要した工事) 			
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合			

2. 鋼橋上部工

2-1 単純鋼桁橋

単純鋼桁橋		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の(ア)～(エ)の要件を満たす製作及び架設の鋼橋工事の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (A活荷重又はTL-20以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 最大支間長が〇〇m以上であること。 (ウ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。 <p>ただし、上記(ア)～(ウ)は同一工事であること。</p> (エ) その他 (下記「(2)より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。		
○ (イ) : 最大支間長		
設計規模	25m未満	25m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
○ (ウ) : 架設工法		
設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)
(2)より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)		
<p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 桁高変化の伴う橋梁であること。 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大支間長が同一規模以上であること。 	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工法が同一工法 (例: ケーブル、片持ち、送出し) であること。 	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

2-2 単純箱桁橋

単純箱桁橋		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (A活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 橋梁型式が鈹桁橋を除く鋼橋であること。 ただし、鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。 (ウ) 最大支間長が〇〇m以上であること。 (エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。 <p>ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。</p> (オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。 		
○ (ウ) : 最大支間長		
設計規模	30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
○ (エ) : 架設工法		
設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)
(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)		
<p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。 	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法 (例: ケーブル、片持ち、送出し) であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。(桁高が低い場合) 	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

2-3 多径間連続鈹桁橋

多径間連続鈹桁橋

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
 - (ア) 道路橋 (A 活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。
 - (イ) 橋梁型式が単純鈹桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、単純鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。
 - (ウ) 最大支間長が〇〇m以上であること。
 - (エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。
- ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。
- (オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

○ (ウ) : 最大支間長

設計規模	30m未満	$30m \leq L < 100m$	100m以上
設定条件	設定しない。	25mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

○ (エ) : 架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステーキング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステーキング工法 (クローラクレーン含む)

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R = 〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 桁高変化の伴う橋梁であること。
規模	・ 最大支間長が同一規模以上であること。
工法	・ 架設工法が同一工法 (例：ケーブル、片持ち、送出し) であること。
制約条件	・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し)
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

2-4 多径間連続箱桁橋

多径間連続箱桁橋

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
 - (ア) 道路橋 (A 活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。
 - (イ) 橋梁型式が鈹桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、鋼床版鈹桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
 - (ウ) 最大支間長が〇〇m 以上であること。
 - (エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。
- ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。
- (オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

○ (ウ) : 最大支間長

設計規模	40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

○ (エ) : 架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が多径間連続箱桁橋であること。 ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R = 〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法 (例 : ケーブル、片持ち、送出し) であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。(桁高が低い場合)
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例 : 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。 (例 : 河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

2-5 多径間連続少数主桁橋（2主桁・3主桁 鈹桁・細幅箱桁）【新工種】

【新工種】多径間連続少数主桁橋(2主桁・3主桁 鈹桁・細幅箱桁)

- (1) 同種条件（競争参加資格）
- ・下記の（ア）～（オ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
 - （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
 - （イ）橋梁型式が単純鈹桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、単純鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。
 - （ウ）最大支間長が〇〇m以上であること。
 - （エ）架設工法が、〇〇〇〇であること。
- ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。
- （オ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

○（ウ）：最大支間長

設計規模	30m未満	$30m \leq L < 100m$	100m以上
設定条件	設定しない。	25mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

○（エ）：架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)

(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が多径間連続少数主桁であること。 ・同一形式の施工実績【複合ラーメン橋の場合】 ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・$R = 〇〇$以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。 ・鋼・コンクリート合成床版の施工実績があること。【合成床版の場合】
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。 ・床版支間〇〇m以上の施工実績【床版支間が6m超の場合】
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：ケーブル、片持ち、送出し）であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

2-6 鋼床版鈹桁橋（単純・連続）

鋼床版鈹桁橋（単純・連続）

- (1) 同種条件（競争参加資格）
- ・下記の（ア）～（オ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
 - （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
 - （イ）橋梁型式が鈹桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。
 - （ウ）最大支間長が〇〇m以上であること。
 - （エ）架設工法が、〇〇〇〇であること。
- ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。
- （オ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

○（ウ）：最大支間長

設計規模	35m未満	$35m \leq L < 100m$	100m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

○（エ）：架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)

(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が鋼床版鈹桁であること。 ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：ケーブル、片持ち、送出し）であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・現場条件より、主部材の現場溶接を必要とする工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

2-7 鋼床版箱桁橋（単純・連続）

鋼床版箱桁橋（単純・連続）			
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の（ア）～（オ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。 （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。 （イ）橋梁型式が鈹桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。 ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。 （ウ）最大支間長が〇〇m以上であること。 （エ）架設工法が、〇〇〇〇であること。 <p>ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。</p> （オ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。） <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。 			
○（ウ）：最大支間長			
設計規模	35m未満	$35m \leq L < 100m$	100m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
○（エ）：架設工法			
設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クローラクレーン含む）	左記以外の工法	
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クローラクレーン含む）	
<p>(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する</p>			
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が鋼床版箱桁であること。 ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。 		
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。 		
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：ケーブル、片持ち、送出し）であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。 		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・現場条件より、主部材の現場溶接を必要とする工事であること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

2-8 ラーメン橋

ラーメン橋		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (A 活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 橋梁型式がラーメン橋、トラス橋、アーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。 (ウ) 最大支間長が〇〇m 以上であること。 (エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。 <p>ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。</p> <p>(オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。 		
○ (ウ) : 最大支間長		
設計規模	40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
○ (エ) : 架設工法		
設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーン「ステージング」工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーン「ステージング」工法 (クローラクレーン含む)
(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)		
<p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式がラーメン橋であること。 ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R = 〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。 ・鋼・コンクリート合成床版の施工実績があること。【合成床版の場合】 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。 	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法 (例：ケーブル、片持ち、送出し) であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。 	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

2-9 アーチ系橋梁・トラス橋

アーチ系橋梁・トラス橋		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路橋 (A 活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 【アーチ系橋梁 (ランガー桁・ローゼ桁・ニールセン桁含む) の場合】 橋梁型式がアーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。 【トラス橋の場合】 橋梁型式がトラス橋、アーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。 (ウ) 最大支間長が〇〇m 以上であること。 (エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。 ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。 (オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。 		
○ (ウ) : 最大支間長		
設計規模	50m未満	50m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
○ (エ) : 架設工法		
設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステーキング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステーキング工法 (クローラクレーン含む)
(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)		
<p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。(例：アーチ、トラス) ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。 ・鋼・コンクリート合成床版の施工実績があること。【合成床版の場合】 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。 	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法 (例：ケーブル、片持ち、送出し) であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。 	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・現場条件より、主部材の現場溶接を必要とする工事であること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

2-10 斜張橋・吊橋

斜張橋・吊橋

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・ 下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
 - (ア) 道路橋 (A 活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。
 - (イ) 橋梁型式が斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。
 - (ウ) 最大支間長が〇〇m 以上であること。
(最大支間長が 1000 m を越える場合はマニュアル対象外とする。)
 - (エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。
 - ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。
 - (オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
- ・ 求める規模、架設工法は次のとおりとする。

○ (ウ) : 最大支間長

設計規模	130m未満	130m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

○ (エ) : 架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クローラクレーン含む)

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一であること。(例：斜長橋、吊橋) ・ 斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R = 〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 桁高変化の伴う橋梁であること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大支間長が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工法が同一工法 (例：ケーブル、片持ち、送出し) であること。 ・ 主要部材の現場溶接を行った工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・ 現場条件より、主部材の現場溶接を必要とする工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

2-11 鋼製主塔（斜張橋・吊橋）

鋼製主塔(斜張橋・吊橋)													
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の（ア）～（オ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。 （イ）鋼製主塔であること。 （ウ）主塔高が〇〇m以上であること。 （エ）架設工法が、〇〇〇〇であること。 ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。 （オ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。） <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○（ウ）：主塔高 <table border="1"> <tr> <td>設計規模</td> <td>50m未満</td> <td>50m以上</td> </tr> <tr> <td>設定条件</td> <td>設定しない。</td> <td>最大主塔高×0.7で5m単位で切り上げとする。</td> </tr> </table> ○（エ）：架設工法 <table border="1"> <tr> <td>設計工法</td> <td>・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)</td> <td>左記以外の工法</td> </tr> <tr> <td>設定条件</td> <td>要件としない。</td> <td>下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)</td> </tr> </table> 		設計規模	50m未満	50m以上	設定条件	設定しない。	最大主塔高×0.7で5m単位で切り上げとする。	設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法	設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)
設計規模	50m未満	50m以上											
設定条件	設定しない。	最大主塔高×0.7で5m単位で切り上げとする。											
設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)	左記以外の工法											
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステジング工法 (クローラクレーン含む)											
<p>(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>													
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。(例：斜張橋、吊橋) ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 												
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大主塔高が同一規模以上であること。 												
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：ケーブル、片持ち、送出し）であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。 												
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・現場条件より、主部材の現場溶接を必要とする工事であること。 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 												

2-12 鋼橋補修・補強【新工種】

【新工種】鋼橋補修・補強

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす鋼橋の補修・補強の施工実績を有すること。
 - (ア) ○○○○の施工実績があること。
 - (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
 - ・ 求める施工実績は次のとおりとする。

○ (ア) : 施工実績

補修・補強 工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮装置補修、交換 ・ コンクリート床版の補修 ・ コンクリート床版の炭素繊維補強 ・ コンクリート床版の鋼板接着補強 ・ 耐震対策のための縁端拡幅 ・ 耐震対策のためのコンクリート突起設置 ・ 主構造高力ボルトの交換 ・ 支承の清掃、リフレッシュ ・ 支承セットボルト交換 ・ 橋梁用防護柵の補修・交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素繊維、鋼板接着以外のコンクリート床版補強 ・ コンクリート床版の打替、取替 ・ 高力ボルト交換以外の主構造補修・補強 ・ 清掃、リフレッシュ、セットボルト交換以外の支承の耐震・腐食対策
設定条件	鋼橋の補修・補強の施工実績があること。	上記補修・補強内容に応じた工法の施工実績があること。 ※上記が複数含まれる工事では、いずれかで良いものとする。

※上記工法についてCORINSでの検索が可能となるまでは、「鋼橋の補修・補強の施工実績」を要件として設定することを可能とする (鋼橋保全工事の品質確保の観点からは、上記補修・補強工法単位で各社実績資料を求めて、競争参加資格者審査を行うことが望ましい)。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 構造形式が同一構造形式であること。(例：トラス橋、I桁橋、箱桁橋)								
規模									
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容と同一の補修・補強工法であること。 <table border="1"> <tr> <td>《コンクリート床版補強・打替・取替の場合の例》</td> <td>①コンクリート床版補強のための縦桁補強 ②コンクリート床版の打替・取替</td> </tr> <tr> <td>《主構造の補修・補強の場合の例》</td> <td>①既設橋主構造の腐食補修 ②既設橋主構造のき裂補修 ③既設橋への落橋防止装置設置 ④既設橋への変位制限構造設置 ⑤既設橋へのダンパー設置 ⑥既設橋の連続化 ⑦既設橋の幅員拡幅 ⑧既設橋のB活荷重対応</td> </tr> <tr> <td>《支承の耐震・腐食対策の場合の例》</td> <td>①支承取替</td> </tr> <tr> <td>《伸縮装置の補修、交換の場合の例》</td> <td>①伸縮装置の補修 ②伸縮装置の交換</td> </tr> </table> <p>ただし当該工事に複数の工法が含まれる場合は、求められる主要な補修・補強工法を対象とする。</p>	《コンクリート床版補強・打替・取替の場合の例》	①コンクリート床版補強のための縦桁補強 ②コンクリート床版の打替・取替	《主構造の補修・補強の場合の例》	①既設橋主構造の腐食補修 ②既設橋主構造のき裂補修 ③既設橋への落橋防止装置設置 ④既設橋への変位制限構造設置 ⑤既設橋へのダンパー設置 ⑥既設橋の連続化 ⑦既設橋の幅員拡幅 ⑧既設橋のB活荷重対応	《支承の耐震・腐食対策の場合の例》	①支承取替	《伸縮装置の補修、交換の場合の例》	①伸縮装置の補修 ②伸縮装置の交換
《コンクリート床版補強・打替・取替の場合の例》	①コンクリート床版補強のための縦桁補強 ②コンクリート床版の打替・取替								
《主構造の補修・補強の場合の例》	①既設橋主構造の腐食補修 ②既設橋主構造のき裂補修 ③既設橋への落橋防止装置設置 ④既設橋への変位制限構造設置 ⑤既設橋へのダンパー設置 ⑥既設橋の連続化 ⑦既設橋の幅員拡幅 ⑧既設橋のB活荷重対応								
《支承の耐震・腐食対策の場合の例》	①支承取替								
《伸縮装置の補修、交換の場合の例》	①伸縮装置の補修 ②伸縮装置の交換								
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。(例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。(例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) 								
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合								

3. PC上部工

3-1 床版橋

床版橋											
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (エ) の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (A活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 橋梁型式がポストテンション方式の PC 橋であること。 [連続桁の場合] (イ) 橋梁形式がポストテンション方式の PC 連続橋であること。 (ウ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。 <p>ただし、上記 (ア) ~ (ウ) は同一工事であること。</p> (エ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・求める架設工法は次のとおりとする。 											
<p>○ (ウ) : 架設工法</p> <table border="1"> <tr> <td>設計工法</td> <td>固定支保工</td> <td>固定支保工以外の工法</td> </tr> <tr> <td>設定条件</td> <td>要件としない。</td> <td>固定支保工以外の架設工法であること。</td> </tr> </table>		設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法	設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。				
設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法									
設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。									
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>構造・形式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一であること。(例：中空床版) ・ 斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 外ケーブル構造の PC 橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・ プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 </td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大支間長が〇〇m以上であること。 </td> </tr> <tr> <td>工法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工法が同一工法 (例：架設桁架設、クレーン架設、大型移動支保工架設) であること。 </td> </tr> <tr> <td>制約条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 </td> </tr> </table>		構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一であること。(例：中空床版) ・ 斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 外ケーブル構造の PC 橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・ プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大支間長が〇〇m以上であること。 	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工法が同一工法 (例：架設桁架設、クレーン架設、大型移動支保工架設) であること。 	制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一であること。(例：中空床版) ・ 斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 外ケーブル構造の PC 橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・ プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 										
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大支間長が〇〇m以上であること。 										
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工法が同一工法 (例：架設桁架設、クレーン架設、大型移動支保工架設) であること。 										
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工) 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 										

3-2 桁橋（I・T桁橋）

桁橋(I・T桁橋)											
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。 （イ）橋梁型式が床版橋を除くPC橋であること。 （ウ）架設工法が〇〇〇〇であること。 <p>ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事であること。</p> <p>（エ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）</p> <p>・求める架設工法は次のとおりとする。</p> <p>○（ウ）：架設工法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">設計工法</td> <td style="width: 40%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む） </td> <td style="width: 40%;">左記以外の工法</td> </tr> <tr> <td>設定条件</td> <td>要件としない。</td> <td>下記の工法以外の工法であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む） </td> </tr> </table>		設計工法	<ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む） 	左記以外の工法	設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む） 				
設計工法	<ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む） 	左記以外の工法									
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む） 									
<p>(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">構造・形式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。（例：I桁橋、T桁橋、PCコンボ橋） ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・外ケーブル構造のPC橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 </td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が〇〇m以上であること。 </td> </tr> <tr> <td>工法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：送出し）であること。 </td> </tr> <tr> <td>制約条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。（例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。（例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・気象等の自然条件の制約下における工事であること。（例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工） </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 </td> </tr> </table>		構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。（例：I桁橋、T桁橋、PCコンボ橋） ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・外ケーブル構造のPC橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が〇〇m以上であること。 	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：送出し）であること。 	制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。（例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。（例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・気象等の自然条件の制約下における工事であること。（例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工） 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。（例：I桁橋、T桁橋、PCコンボ橋） ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・外ケーブル構造のPC橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 										
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が〇〇m以上であること。 										
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：送出し）であること。 										
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。（例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。（例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・気象等の自然条件の制約下における工事であること。（例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工） 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 										

3-3 箱桁橋（張出し架設を除く）

箱桁橋（張出し架設を除く）															
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の（ア）～（オ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。 （イ）橋梁型式が床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC橋であること。 [連続桁の場合]（イ）橋梁形式が床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC連続橋であること。 （ウ）最大支間長が、○○m以上であること。 （エ）架設工法が、○○○○であること。 <p>ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。</p> <p>（オ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。 <p>○（ウ）：最大支間長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計規模</th> <th>30m未満</th> <th>$30m \leq L < 80m$</th> <th>80m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定条件</td> <td>設定しない</td> <td>25mで設定</td> <td>最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○（エ）：架設工法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計工法</th> <th>固定支保工</th> <th>固定支保工以外の工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定条件</td> <td>要件としない。</td> <td>固定支保工以外の架設工法であること。</td> </tr> </tbody> </table>		設計規模	30m未満	$30m \leq L < 80m$	80m以上	設定条件	設定しない	25mで設定	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。	設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法	設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。
設計規模	30m未満	$30m \leq L < 80m$	80m以上												
設定条件	設定しない	25mで設定	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。												
設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法													
設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。													
<p>(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>															
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。（例：箱桁橋） ・斜角が○○以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=○○以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・外ケーブル構造のPC橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 														
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。 														
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：送出し）であること。 														
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・気象等の自然条件の制約下における工事であること。 （例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工） 														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 														

3-4 箱桁橋（張出し架設）

箱桁橋（張出し架設）

- (1) 同種条件（競争参加資格）
- ・下記の（ア）～（オ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
 - （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
 - （イ）橋梁型式が床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC連続橋であること。
ただし、PC橋の張出し架設は施工実績としてよい。
 - （ウ）最大支間長が、○○m以上であること。
 - （エ）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
- ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。
- （オ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。
- （ウ）：最大支間長

規模	50m未満	$50m \leq L < 80m$	80m以上
条件	設定しない	45mで設定	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一であること。（例：箱桁橋） ・斜角が○○以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=○○以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・外ケーブル構造のPC橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。 【プレキャストセグメント桁を使用した場合】
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法（例：片持ち）であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し） ・気象等の自然条件の制約下における工事であること。 （例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

3-5 ラーメン橋またはアーチ橋

ラーメン橋またはアーチ橋		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (オ) の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (A 活荷重又は TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式の PC 橋であること。 (ウ) 最大支間長が、○○m 以上であること。 (エ) 架設工法が、○○○○であること。 <p>ただし、上記 (ア) ~ (エ) は同一工事であること。</p> (オ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 求める規模、架設工法は次のとおりとする。 		
○ (ウ) : 最大支間長		
設計規模	30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
○ (エ) : 架設工法		
設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法
設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。
(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)		
<p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一であること。 (例：ラーメン橋、エクストラード橋、アーチ橋) ・ 斜角が○○以下の施工実績【斜橋の場合】 ・ R=○○以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・ 外ケーブル構造の PC 橋であること。【外ケーブル構造の場合】 ・ プレキャストセグメント桁を使用した施工実績を有すること。 【プレキャストセグメント桁を使用した場合】 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大支間長が同一規模以上であること。 	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工法が同一工法 (例：ケーブル、片持ち、送出し) であること。 	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 (例、降積雪期の施工、複数渇水期にまたがる施工、給熱養生を伴う寒中コンクリート施工) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

3-6 PC橋補修・補強【新工種】

【新工種】PC橋補修・補強							
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たすPC橋の補修・補強の施工実績を有すること。 (ア) ○○○○の施工実績があること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <p>・ 求める施工実績は次のとおりとする。</p> <p>○ (ア) : 施工実績</p>							
補修・補強 工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮装置の補修・交換 ・ ひび割れの補修 ・ 表面の被覆 ・ 断面の修復 ・ 橋面の防水 ・ 耐震対策の縁端拡幅 ・ 耐震補強のためのコンクリート突起装置 ・ 支承の清掃、リフレッシュ ・ 支承セットボルト交換 ・ 橋梁用防護柵の補修・交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 床版連結 ・ PCグラウト再注入 ・ 表面被覆 ・ 防食・脱塩 ・ ASR抑制工法 ・ 清掃、リフレッシュ、セットボルト交換以外の支承の耐震・腐食対策 						
設定条件	<p>PC橋の補修・補強の施工実績があること。</p> <p>上記補修・補強内容に応じた工法の施工実績があること。 ※ 上記が複数含まれる工事では、いずれかで良いものとする。</p>						
<p>※上記工法についてCORINSでの検索が可能となるまでは、「PC橋の補修・補強の施工実績」を要件として設定することを可能とする (PC橋保全工事の品質確保の観点からは、上記補修・補強工法単位で各社実績資料を求めて、競争参加資格者審査を行うことが望ましい)。</p>							
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>							
構造・形式 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一構造形式であること。(例：床版橋、I、T桁、箱桁、トラス橋、I桁橋、箱桁橋) 						
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容同一の補修・補強工法であること。 <table border="1"> <tr> <td>《主構造の補修・補強の場合の例》</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ①既設橋への落橋防止装置設置 ②既設橋への変位制限構造設置 ③既設橋へのダンパー設置 ④既設橋の連結化 ⑤既設橋の幅員拡幅 ⑥既設橋のB活荷重対応 </td> </tr> <tr> <td>《支承の耐震・腐食対策の場合の例》</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ①支承取替 </td> </tr> <tr> <td>《伸縮装置の補修、交換の場合の例》</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ①伸縮装置の補修 ②伸縮装置の交換 </td> </tr> </table> <p>ただし当該工事に複数の工法が含まれる場合は、求められる主要な補修・補強工法を対象とする。同一の補強方法であること。 (例：表面被覆、ひび割れ樹脂注入、電気防食、再アルカリ化、炭素繊維)</p>	《主構造の補修・補強の場合の例》	<ol style="list-style-type: none"> ①既設橋への落橋防止装置設置 ②既設橋への変位制限構造設置 ③既設橋へのダンパー設置 ④既設橋の連結化 ⑤既設橋の幅員拡幅 ⑥既設橋のB活荷重対応 	《支承の耐震・腐食対策の場合の例》	<ol style="list-style-type: none"> ①支承取替 	《伸縮装置の補修、交換の場合の例》	<ol style="list-style-type: none"> ①伸縮装置の補修 ②伸縮装置の交換
《主構造の補修・補強の場合の例》	<ol style="list-style-type: none"> ①既設橋への落橋防止装置設置 ②既設橋への変位制限構造設置 ③既設橋へのダンパー設置 ④既設橋の連結化 ⑤既設橋の幅員拡幅 ⑥既設橋のB活荷重対応 						
《支承の耐震・腐食対策の場合の例》	<ol style="list-style-type: none"> ①支承取替 						
《伸縮装置の補修、交換の場合の例》	<ol style="list-style-type: none"> ①伸縮装置の補修 ②伸縮装置の交換 						
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。(例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。(例：河川内施工、営業中の鉄路上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し) 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 						

4. 橋梁下部工

4-1 鉄筋コンクリート構造

鉄筋コンクリート構造			
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。 (ア) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ (フーチング下端から橋脚の天端 (上端) までの高さ) ○○m 以上の工事の施工実績を有すること。(歩道橋およびフーチングのみの場合は除く) (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 求める規模は次のとおりとする。 			
○ (ア) : 躯体高さ			
設計規模	15m未満	15m以上35m未満	35m以上
設定条件	設定しない。	躯体高 (5m単位で切り捨て) の1ランク下で設定。	30mで設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の構造であること。 (例：二層のラーメン構造、変断面のつづみ型橋脚、箱式橋台) 		
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体高さが同一規模以上であること。 ・ 基数が○○基以上であること。 ・ 基礎構造を伴う場合は、「7. 基礎工」の事項も参照 		
工法			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、河川内で仮締切を伴う施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：寒中コンクリート、暑中コンクリート) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

4-2 鋼製

鋼製	
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (ウ) の要件を満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (TL-20 以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く) であること。 (イ) 鈹桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚または鋼橋主塔であること。ただし、鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。 ただし、上記 (ア) ~ (イ) は同一工事であること。 (ウ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>	
構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体高さが〇〇m以上であること。 ・ 基数が〇〇基以上であること。 ・ 基礎構造を伴う場合は、「7. 基礎工」の事項も参照
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、河川内で仮締切を伴う施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

4-3 鋼管コンクリート複合構造

鋼管コンクリート複合構造		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。 (ア) 鋼管 (H型鋼) コンクリート複合構造の橋脚で、躯体高さ (フーチング下端から橋脚の天端 (上端) までの高さ) ○○m 以上の工事の施工実績を有すること。(歩道橋およびフーチングのみの場合は除く) (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模は次のとおりとする。 		
○ (ア) : 躯体高さ		
設計規模	30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式		
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体高さが同一規模以上であること。 ・ 基数が○○基以上であること。 ・ 【基礎構造を伴う場合は、「7. 基礎工」の事項も参照】 	
工法		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、河川内で仮締切を伴う施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例: 寒中コンクリート、暑中コンクリート) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

4-4 耐震補強（RC構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造）【新工種】

【新工種】耐震補強（鉄筋コンクリート構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造）

- (1) 同種条件（競争参加資格）
- ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす橋脚の補修・補強の施工実績を有すること。
 - （ア）橋脚補強の施工実績があること。
 - （イ）その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が同一構造形式であること。 （例：鉄筋コンクリート構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造）
規模	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の補強方法であること。（巻立て工の施工実績等）
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、河川内で仮締切を伴う施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

5. 土工

5-1 掘削又は切土

掘削又は切土				
(1) 同種条件 (競争参加資格)				
<ul style="list-style-type: none"> 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす掘削又は切土の施工実績を有すること。 (ア) 掘削又は切土の土量が〇〇m³以上の工事の施工実績を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) 				
<ul style="list-style-type: none"> 求める規模は次のとおりとする。 				
○ (ア) : 掘削又は切土土量				
設計規模	10,000 m ³ 未満	10,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	100,000 m ³ 以上 150,000 m ³ 未満	150,000 m ³ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ³ で設定。	50,000 m ³ で設定。	100,000 m ³ で設定
○ (ア) : 岩掘削				
設計規模	5,000 m ³ 未満		5,000 m ³ 以上	
設定条件	設定しない。		硬岩 (中硬岩含む) 実績。	
(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)				
総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。				
構造・形式				
規模	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、切土若しくは岩掘削量が同一規模以上であること。 切土高が〇〇m以上であること。 			
工法	<ul style="list-style-type: none"> 大型掘削機と火薬を併用する工事であること。 			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工) 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 			

5-2 盛土

盛土

(1) 同種条件（競争参加資格）

- ・ 下記の（ア）～（イ）の要件を満たす盛土の施工実績を有すること。
- （ア） 盛土量が〇〇m³以上の道路工事の施工実績を有すること。
- （イ） その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○（ア）：盛土量

設計規模	10,000 m ³ 未満	10,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	100,000 m ³ 以上 150,000 m ³ 未満	150,000 m ³ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ³ で設定。	50,000 m ³ で設定。	100,000 m ³ で設定。

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土量が同一規模以上であること。 ・ 盛土高が〇〇m以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽量盛土を用いる工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工） ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

5-3 法面工【新工種】

【新工種】法面工

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす法面工の施工実績を有すること。
 - (ア) 法面処理方法が〇〇*1の施工実績を有すること。
*1: 法面工の種類 (例: 植生工、吹付工、張工、法枠工、積工、擁壁工 (コンクリート擁壁を除く)、井桁工、アンカー工、杭工) を記載のこと。【類似する複数の処理方法を設定可】
 - (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 施工法高が〇〇m以上であること。
規模	・ 施工面積が〇〇m ² 以上であること。
工法	・ 既設構造物の撤去を伴う工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 急斜面、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。(例: 崩壊性土質) ・ 気象等の制約下における工事であること。
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

5-4 浚渫（ポンプ系、グラブ系浚渫）

浚渫（ポンプ系、グラブ系浚渫）

(1) 同種条件（競争参加資格）

・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす浚渫（ポンプ系、グラブ系浚渫）の施工実績を有すること。

（ア）浚渫工法が〇〇〇方式による浚渫工事で、浚渫量が〇〇〇m³以上の施工実績を有すること。

（イ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）

・求める規模、工法は次のとおりとする。

○（ア）：浚渫量

設計規模	110,000 m ³ 未満	110,000 m ³ 以上 1,100,000 m ³ 未満	1,100,000 m ³ 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満100,000 m ³ 単位の1ランク下で設定。ただし、最小100,000 m ³ で設定。	1,000,000 m ³ で設定。

○（ア）：浚渫工法

設計工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラグサクシオンポンプポンプ浚渫 ・ピストンポンプ浚渫 ・スクリーポンプ浚渫 ・混気ジェットポンプ浚渫 ・その他ポンプ系浚渫 	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ浚渫 ・グラブ浚渫 ・グラブポンプ浚渫 ・グラブ空気圧送浚渫
設定条件	ポンプ	グラブ

土運船による運搬が特定港内にかかる場合は次の要件を追加できる。

・港則法第3条2項に定める特定港内において土運船による運搬を実施した工事の実績を有すること。

(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 浚渫形態が同一であること。(例：河川、湖沼、ダム貯水池)
規模	・ 浚渫量が同一規模以上であること。
工法	・ 同一の浚渫工法であること。 (例：バックホウ浚渫、グラブ浚渫、グラブポンプ浚渫、グラブ空気圧送浚渫)
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：上空制限、河川内構造物の土被りへの配慮) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

5-5 特殊系浚渫

特殊系浚渫	
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (カ) のいずれかの浚渫工法による浚渫工事の施工実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 気密バケットホイール式浚渫 (イ) 回転バケット式浚渫 (ウ) スクレープローター式浚渫 (エ) 負圧吸泥方式浚渫 ・ 土運船による運搬が特定港内にかかる場合は次の要件を追加できる。 <ul style="list-style-type: none"> (オ) 港則法第3条2項に定める特定港内において土運船による運搬を実施した工事の実績を有すること。 (カ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>	
構造・形式	
規模	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の浚渫工法であること。 (例：気密バケットホイール式浚渫、回転バケット式浚渫、スクレープローター式浚渫、負圧吸泥方式浚渫)
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：上空制限、河川内構造物の土被りへの配慮) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

6. 地盤改良工

6-1 バーチカルドレーン

バーチカルドレーン			
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。 (ア) バーチカルドレーン工法による地盤改良工事で、施工深度が〇〇m 以上の施工実績 (地中における無改良部を含む) を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 求める規模は次のとおりとする。 			
○ (ア) : 施工深度			
設計規模	15m 未満	15m 以上 40m 未満	40m 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満 5m 単位の 1 ランク下で設定。ただし、最小 10m で設定。	35m で設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式			
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工深度が同一規模以上であること。 ・ 施工本数が〇〇本以上であること。 		
工法			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 (例: 被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

6-2 サンドコンパクション工法

サンドコンパクション工法

(1) 同種条件（競争参加資格）

- ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。
- （ア） サンドコンパクション工法による地盤改良工事で、施工深度が〇〇m以上の施工実績（地中における無改良部を含む）を有すること。
- （イ） その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○（ア）：施工深度

設計規模	10m未満	10m以上25m未満	25m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小5mで設定。	20mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工深度が同一規模以上であること。 ・ 施工本数が〇〇本以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去） ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 （例：被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速） ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

6-3 深層混合処理工法（機械攪拌翼方式）

深層混合処理工法(機械攪拌翼方式)			
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の（ア）～（イ）の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。 （ア） 深層混合処理工法の機械攪拌翼方式による地盤改良工事で、施工深度が〇〇m 以上の施工実績（地中における無改良部を含む）を有すること。 （イ） その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。） <ul style="list-style-type: none"> 求める規模は次のとおりとする。 			
○（ア）：施工深度			
設計規模	15m未満	15m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小10mで設定。	35mで設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式			
規模	<ul style="list-style-type: none"> 施工深度が同一規模以上であること。 施工本数が〇〇本以上であること。 		
工法			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去） 地質面での制約条件下における工事であること。 （例：被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速） 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

6-4 深層混合処理工法（高圧噴射攪拌方式）

深層混合処理工法（高圧噴射攪拌方式）

（1）同種条件（競争参加資格）

- ・ 下記の（ア）～（イ）の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。
- （ア） 深層混合処理工法の高圧噴射攪拌方式による地盤改良工事で、施工深度が〇〇m以上の施工実績（地中における無改良部を含む）を有すること。
- （イ） その他（下記「（2）より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○（ア）：施工深度

設計規模	10m未満	10m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小5mで設定。	35mで設定。

（2）より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工深度が同一規模以上であること。 ・ 施工本数が〇〇本以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去） ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 （例：被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速） ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

6-5 石灰パイル工法

石灰パイル工法

(1) 同種条件（競争参加資格）

- ・ 下記の（ア）～（イ）の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。
- （ア） 石灰パイル工法による地盤改良工事で、施工深度が〇〇m以上の施工実績（地中における無改良部を含む）を有すること。
- （イ） その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○（ア）：施工深度

設計規模	15m未満	15m以上30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小10mで設定。	25mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工深度が同一規模以上であること。 ・ 施工本数が〇〇本以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去） ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 （例：被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速） ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

6-6 薬液注入工法

薬液注入工法

(1) 同種条件（競争参加資格）

- ・ 下記の（ア）～（イ）の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。
- （ア） 薬液注入工法による地盤改良工事で、施工深度が〇〇m 以上の施工実績（地中における無改良部を含む）を有すること。
- （イ） その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・ 求める規模は次のとおりとする。
- （ア）：施工深度

設計規模	10m未満	10m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小5mで設定。	35mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	・ 施工深度が同一規模以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去） ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 （例：被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速） ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

6-7 表層混合処理工法

表層混合処理工法

(1) 同種条件 (競争参加資格)

- ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす地盤改良の施工実績を有すること。

(ア) 表層混合処理工法による地盤改良工事で、施工面積が〇〇m²以上かつ処理厚さが〇m以上の施工実績を有すること。

(イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)

- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○ (ア) : 施工面積

設計規模	20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	40,000 m ² 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ² で設定。	20,000 m ² で設定。

○ (ア) : 処理厚さ

設計規模	1.5m未満	1.5m以上3.5m未満	3.5m以上
設定条件	設定しない。	1.0mで設定。	3mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工面積が同一規模以上であること。 ・ 処理厚さが同一規模以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 (例: 被圧地下水の存在、砂礫層の透水性条件・流速) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

7. 基礎工

7-1 場所打ち杭

場所打ち杭			
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の (ア) ~ (イ) 要件を満たす場所打ち杭の施工実績を有すること。 (ア) 基礎型式が場所打ち杭 (深礎杭は除く) で杭長〇〇m 以上の施工実績を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> 求める規模は次のとおりとする。 			
○ (ア) : 杭長			
設計規模	35m未満	35m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	35mで設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式			
規模	<ul style="list-style-type: none"> 杭長が同規模以上であること。 杭径が〇〇m以上であること。 杭本数が〇〇本以上であること。 		
工法	<ul style="list-style-type: none"> 工法が同一であること。(例：リバース、オールケーシング、アースドリル等) 		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) 地質面での制約条件下における工事であること。(例：軟弱地盤への対策) 気象等の制約下における工事であること。 (例：暑中コンクリート、寒中コンクリート) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

7-2 既製杭

既製杭			
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす既製杭の施工実績を有すること。 (ア) 基礎型式が既製杭で杭長〇〇m以上の施工実績を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 求める規模は次のとおりとする。 			
○ (ア) : 杭長			
設計規模	35m未満	35m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	35mで設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p style="border: 2px solid red;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式			
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭長が同規模以上であること。 ・ 杭径が〇〇m以上であること。 ・ 杭本数が〇〇本以上であること。 		
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工法が同一であること。(例：打撃、圧入、中掘) ・ 先端処理が同一であること。 (例：最終打撃、セメントミルク噴出攪拌、コンクリート打設) 		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 (例：軟弱地盤への対策、レキ質土) ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：暑中コンクリート、寒中コンクリート) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

7-3 ニューマチックケーソン

ニューマチックケーソン

(1) 同種条件 (競争参加資格)

- ・下記の(ア)～(イ)の要件を満たすニューマチックケーソンの施工実績を有すること。
- (ア) 基礎型式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が〇〇気圧以上、作業室面積が〇〇m²以上の施工実績を有すること。
- (イ) その他(下記「(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること。)
- ・求める規模は次のとおりとする。

○ (ア) : 圧気圧

設計規模	3.0気圧未満	3.0気圧以上4.0気圧未満	4.0気圧以上
設定条件	設定しない。	2.5気圧で設定。	3.0気圧で設定。

○ (ア) : 作業室面積

設計規模	100 m ² 未満	100 m ² 以上500 m ² 未満	500 m ² 以上
設定条件	設定しない。	100 m ² で設定。	500 m ² で設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一形状であること。(例：矩形、円形)
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧気圧が同一規模以上であること。 ・ 作業室面積が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘリウムガスを併用した工事であること。 ・ 完全無人化であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 (例：軟弱地盤掘削、岩盤掘削への対策) ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：暑中コンクリート、寒中コンクリート)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

7-4 オープンケーソン

オープンケーソン

(1) 同種条件（競争参加資格）

- ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たすオープンケーソンの施工実績を有すること。
- （ア）基礎型式がオープンケーソン（ニューマチックケーソンを含む）の工事で、掘削深度が〇〇m以上、掘削平面積が〇〇m²以上の施工実績を有すること。
- （イ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・求める規模は次のとおりとする。

○（ア）：掘削深度

設計規模	10m未満	10m以上35m未満	35m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。	30mで設定。

○（ア）：掘削平面積

設計規模	20 m ² 未満	20 m ² 以上60 m ² 未満	60 m ² 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満10 m ² 単位の1ランク下で設定。	50 m ² で設定。

(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 同一形状であること。（例：矩形、円形）
規模	・ 掘削深度が同一規模以上であること。 ・ 掘削平面積が同一規模以上であること。
工法	
制約条件	・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去） ・ 地質面での制約条件下における工事であること。（例：軟弱地盤への対策） ・ 気象等の制約下における工事であること。 （例：暑中コンクリート、寒中コンクリート）
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

7-5 地中連続壁

地中連続壁

(1) 同種条件 (競争参加資格)

- ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす地中連続壁の施工実績を有すること。
- (ア) ○○○*1による地中連続壁の工事で、施工深度が○○m以上の施工実績を有すること。
- *1:○○○は、当該工事にあわせて場所打ちコンクリート壁、ソイルセメント杭、モルタル杭から選択すること。
- (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○ (ア) : 施工深度

設計規模	30m未満	30m以上50m未満	50m以上
設定条件	設定しない。	25mで設定。	30mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁厚が○○m以上であること。 ・ 施工深度が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一工法であること。(例：溝壁防護、安定液掘削、清水掘削) ・ 同一の補助掘削機械であること。(例：グラブ式、回転式水平多軸)
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。(例：軟弱地盤への対策) ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：暑中コンクリート、寒中コンクリート)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

7-6 鋼管矢板基礎

鋼管矢板基礎

(1) 同種条件 (競争参加資格)

- ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす鋼管矢板基礎の施工実績を有すること。
- (ア) 基礎型式が鋼管矢板基礎で杭長が〇〇m以上の工事の施工実績を有すること。
- (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○ (ア) : 杭長

設計規模	35m未満	35m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	35mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一形状であること。(例：円形、小判型、中壁の有無、仮締切兼用) ・ フーチングとの同一接合方式であること。(例：差し筋方式、スタッド溶接)
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭長が同一規模以上であること。 ・ 杭径が〇〇m以上であること。 ・ 杭本数が〇〇本以上であること。 ・ 基礎径が〇〇m以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。(例：軟弱地盤への対策) ・ 気象等の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

7-7 深礎杭

深礎杭		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす深礎杭の施工実績を有すること。 (ア) 基礎型式が深礎杭で杭長が〇〇m 以上、杭径〇〇m 以上の工事の施工実績を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) ・ 求める規模は次のとおりとする。 		
○ (ア) : 杭長		
設計規模	15m未満	15m以上
設定条件	設定しない。	15mで設定。
○ (ア) : 杭径		
設計規模	4m未満	4m以上
設定条件	設定しない。	4mで設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式		
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭長が同一規模以上であること。 ・ 杭径が同一規模以上であること。 	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の掘削方法であること。(例：発破、機械掘削) ・ 同一の土留め方法であること。(例：ライナーPL、吹き付けコン) 	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の保護・移設・撤去) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 (例：軟弱地盤への対策) ・ 気象等の制約下における工事であること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

8. コンクリート構造物工事

8-1 カルバート工【新工種】

【新工種】カルバート工			
(1) 同種条件 (競争参加資格)			
・下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たすカルバート工 (パイプ除く) の施工実績を有すること。			
(ア) 構造物内幅が〇〇m 以上の△△*1 の工事の施工実績を有すること。			
*1:現場打ち函渠、プレキャスト函渠を記載すること。			
(イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)			
・求める規模は次のとおりとする。			
○ (ア) : 構造物内幅 【現場打ちの場合】			
設計規模	〇m未満	〇m以上〇m未満	〇m以上
設定条件	設定しない	構造物内幅-2m(1m単位で切り捨て)で設定。	〇mで設定。
○ (ア) : 構造物内幅 【プレキャストの場合】			
設計規模	〇m未満	〇m以上	
設定条件	設定しない	〇mで設定。	
(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)			
総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。			
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> 同一の断面形状であること。 (例: 矩形、アーチ、2層以上の複数層構造物) R = 〇〇以下の曲率の施工実績 		
規模	<ul style="list-style-type: none"> 構造物内幅が同一規模以上であること。 構造物高さが〇〇m以上であること。 		
工法			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去) 地質面での制約条件下における工事であること。 気象等の制約下における工事であること。 (例: 寒中コンクリート、暑中コンクリート) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

8-2 コンクリート擁壁【新工種】

【新工種】コンクリート擁壁

(1) 同種条件 (競争参加資格)

- ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす擁壁の施工実績を有すること。

(ア) 躯体高さが〇〇m 以上の△△*1の工事の施工実績を有すること

*1:現場打ち擁壁、プレキャスト擁壁を記載すること。

(イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)

- ・ 求める規模は次のとおりとする。

○ (ア) : 躯体高さ

設計規模	5m未満	5m以上10m未満	10m以上
設定条件	設定しない	5mで設定。	10mで設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 同一の構造であること。(例：杭基礎)
規模	・ 躯体高さが同一規模以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、河川内で仮締切を伴う施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去、急峻な地形) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：寒中コンクリート、暑中コンクリート)
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

9. 舗装工

9-1 コンクリート系舗装

コンクリート系舗装		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす舗装の施工実績を有すること。 (ア) コンクリート系舗装の工事で、舗装面積が〇〇〇m²以上の施工実績を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) ・ 求める規模は次のとおりとする。 		
○ (ア) : 舗装面積		
設計規模	12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ² で設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	・ 縦断勾配が同一以上であること。	
規模	・ 舗装面積が同一規模以上であること。	
工法		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：暑中コンクリート、寒中コンクリート) 	
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合	

9-2 アスファルト系舗装

アスファルト系舗装

(1) 同種条件（競争参加資格）

- ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす舗装の施工実績を有すること。
- （ア） ○○アスファルト系舗装の工事で、舗装の表層面積が○○○m²以上の施工実績を有すること。
- （イ） その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）
- ・求める規模は次のとおりとする。

○（ア）：舗装面積

設計規模	12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ² で設定。

○（ア）：アスファルト系舗装の種別

種 別	通常アスファルト舗装	排水性アスファルト	その他特殊舗装
設定条件	設定しない。	排水性	適宜設定

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・ 縦断勾配が同一以上であること。
規模	・ 舗装面積が同一規模以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。（例：積雪寒冷地）
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

9-3 舗装維持・補修【新工種】

【新工種】舗装維持・補修

- (1) 同種条件（競争参加資格）
- ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす舗装の施工実績を有すること。
 - （ア） ○○系舗装の維持・補修の施工実績を有すること。
 - （イ） その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）

(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・舗装種別が同一であること。（例：排水性アスファルト等）
規模	
工法	・ 同一の工法であること。（例：切削オーバーレイ）
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 供用中の道路の交通量が○○○台／日以上であること。 ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。（例：積雪寒冷地）
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

10.河川工事

10-1 築堤

築堤			
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす築堤の施工実績を有すること。 (ア) 河川堤防の築堤工事(堤防の新設又は既設堤防の拡幅、嵩上げ工事)において、築堤盛土量が〇〇m³以上のものであること。 (イ) その他(下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> 求める規模は次のとおりとする。 			
○ (ア) : 築堤盛土量			
設計規模	10,000 m ³ 未満	10,000 m ³ 以上 30,000 m ³ 未満	30,000 m ³ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ³ で設定	30,000 m ³ で設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>			
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> 築堤形態(堤防新設、既設堤防の拡幅、既設堤防の嵩上げ)が同一であること。 		
規模	<ul style="list-style-type: none"> 築堤盛土量が同一規模以上であること。 築堤盛土高が〇〇m以上であること。 		
工法	<ul style="list-style-type: none"> 鋼矢板の打設を伴う工事であること。 特殊な工法を伴う工事であること。 (例: GPSによる盛土管理、深層混合処理、土質改良を伴う盛土材料、火山灰質土等の特殊盛土材料、ウェルポイント等の補助工法) 既設構造物の撤去を伴う工事であること。 		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。(例: 仮締切を伴う河川内施工) 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

10-2 護岸【新工種】

【新工種】護岸

(1) 同種条件 (競争参加資格)

・下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす護岸工の施工実績を有すること。

(ア) ○○^{*1}による護岸面積が○○m²以上の施工実績を有すること。

^{*1}:護岸工法 (例:かごマット、法枠護岸、コンクリートブロック張・連節ブロック張) を記載すること。

(イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)

・求める規模は次のとおりとする。

○ (ア):かごマット面積【かごマット工の場合】

設計規模	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上3,000m ² 未満	3,000m ² 以上
設定条件	設定しない	1,000m ² で設定。	3,000m ² で設定。

○ (ア):ブロック張面積【法枠護岸の場合】

設計規模	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 8,000m ² 未満	8,000m ² 以上
設定条件	設定しない	1,000m ² で設定	3,000m ² で設定	5,000m ² で設定	8,000m ² で設定

○ (ア):ブロック張面積【コンクリートブロック張・連節ブロック張の場合】

設計規模	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上3,000m ² 未満	3,000m ² 以上
設定条件	設定しない	1,000m ² で設定。	3,000m ² で設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	・基礎構造形式が同一であること。(例:鋼矢板、鋼管矢板、控え式鋼矢板)
規模	・かごマット面積が同一規模以上であること。 ・ブロック張面積が同一規模以上であること。 ・護岸高さが○○m以上であること。 ・施工延長が○○m以上であること。 ・巨石(○○cm)積みによる護岸工の実績を有する工事 ・根固ブロック製作・設置数が○○t/個以上である。
工法	・仮締め切りを伴う工事であること。
制約条件	・供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。 (例:車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。(例:仮締め切りを伴う河川内施工) ・気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

10-3 堰・水門

堰・水門		
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (ウ) の要件を満たす (可動) 堰、水門又は開門の工事の施工実績を有すること。 (ア) 最大径間長が〇〇m 以上であること。 (イ) 径間数が〇径間以上であること。 <p>ただし、上記 (ア) ~ (イ) は同一工事であること。</p> (ウ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・求める規模は次のとおりとする。 		
○ (ア) : 最大径間長		
設計規模	25m未満	25m以上
設定条件	設計規模未満5m単位で設定。	20mで設定。
○ (イ) : 径間数		
設計規模	3径間未満	3径間以上
設定条件	要件としない。	2径間で設定。
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>		
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎構造形式が同一であること。 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大径間長が同一規模以上であること。 ・ 径間数が同一規模以上であること。 	
工法		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設機能の確保を伴う工事であること。(例：仮排水路を伴う施工) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：水中施工、二重締切、セル式締切) ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 	

10-4 樋門・樋管

樋門・樋管

(1) 同種条件 (競争参加資格)

- ・下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす樋門又は樋管工事の施工実績を有すること。
 - (ア) 堤防を横過して設置された (継手を有する (注1)) 樋門又は樋管の工事で、内空断面積が 100m^2 以上の施工実績を有すること。(注2)
注1) 継ぎ手を有する樋門、樋管の場合に記載する。
注2) 複断面の場合：内空断面積が 100m^2 以上のものが2連以上の施工実績を有すること。
 - (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)
- ・求める規模は次のとおりとする。

○ (ア)：内空断面積

設計規模	10 m^2 未満	10 m^2 以上15 m^2 未満	15 m^2 以上
設定条件	1 m^2 以上	5 m^2 以上で設定。	10 m^2 以上で設定。

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式 (基礎構造、函体構造 (プレキャスト等)) が同一であること。 ・ 複断面構造であること。【複断面構造の場合】
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断面積が同一規模以上であること。 ・ 内空高さが10m以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設構造物の撤去を伴う工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：二重締切、セル式締切、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工) ・ 気象等の制約下における工事であること。 ・ 既設機能の確保を伴う工事であること。(例：仮排水路を伴う施工)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

10-5 排水機場（堤防乗り越し方式は除く）

排水機場(堤防乗り越し方式は除く)											
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の（ア）～（イ）の要件を満たす排水機場工事の施工実績を有すること。 （ア） 計画排水量が〇〇m³/s以上の機場本体（土木施設）工事の施工実績を有すること。 （イ） その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。） <p>・ 求める規模は次のとおりとする。</p> <p>○（ア）：計画排水量</p> <table border="1"> <tr> <td>設計規模</td> <td>計画排水量10 m³/s未満</td> <td>計画排水量10 m³/s以上</td> </tr> <tr> <td>設定条件</td> <td>設定しない。</td> <td>10 m³/s以上で設定。</td> </tr> </table>		設計規模	計画排水量10 m ³ /s未満	計画排水量10 m ³ /s以上	設定条件	設定しない。	10 m ³ /s以上で設定。				
設計規模	計画排水量10 m ³ /s未満	計画排水量10 m ³ /s以上									
設定条件	設定しない。	10 m ³ /s以上で設定。									
<p>(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>構造・形式</td> <td>・ 基礎の構造・形式が同一（規模）以上であること。</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>・ 計画排水量が同一規模以上であること。</td> </tr> <tr> <td>工法</td> <td>・ 既設構造物の撤去を伴う工事であること。</td> </tr> <tr> <td>制約条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：二重締切、セル式締切、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工） ・ 気象等の制約下における工事であること。 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合</td> </tr> </table>		構造・形式	・ 基礎の構造・形式が同一（規模）以上であること。	規模	・ 計画排水量が同一規模以上であること。	工法	・ 既設構造物の撤去を伴う工事であること。	制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：二重締切、セル式締切、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工） ・ 気象等の制約下における工事であること。 	その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合
構造・形式	・ 基礎の構造・形式が同一（規模）以上であること。										
規模	・ 計画排水量が同一規模以上であること。										
工法	・ 既設構造物の撤去を伴う工事であること。										
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：二重締切、セル式締切、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工） ・ 気象等の制約下における工事であること。 										
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合										

10-6 耐震補強（水門等RC構造）【新工種】

耐震補強(水門等RC構造)【新工種】	
<p>(1) 同種条件（競争参加資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす（可動）堰、水門又は閘門の工事の施工実績を有すること。 （ア）堰、水門、樋管、樋門、排水機場などの河川構造物の新築又は改築（耐震補強工事を含む）の施工実績を有すること。 （イ）その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。） <p>(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>	
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式が同一構造形式であること。 （例：堰、水門、樋管、樋門、排水機場）
規模	
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰、水門、樋管、樋門、排水機場などの河川構造物の耐震補強工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設機能の確保を伴う工事であること。（例：仮排水路を伴う施工） ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：水中施工、二重締切、セル式締切を伴う工事） ・ 気象等の自然条件の制約下における工事であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

11.砂防工事

11-1 砂防堰堤（砂防ダム）

砂防堰堤(砂防ダム)	
(1) 同種条件（競争参加資格） <ul style="list-style-type: none"> ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす砂防堰堤の施工実績を有すること。 （ア） 計画堰堤（ダム）高が〇〇m 以上の砂防堰堤（砂防ダム）工事の施工実績を有すること。 （イ） その他（下記「(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。） ・求める規模は次のとおりとする。 	
○（ア）：計画堰堤（ダム）高	
計画規模	15m未満
設定条件	設定しない。
	15m以上
	15mで設定。
(2) より同種性の高い工事条件（総合評価項目） <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>	
構造・形式	・ 構造が同一であること。（例：鋼製スリット、重力式、鋼製枠）
規模	・ 計画堰堤（ダム）高が同一規模以上であること。 ・ コンクリート施工量が〇〇m ³ 以上であること。
工法	・ 無人化施工技術を用いた工事であること。 ・ 砂防ソイルセメント工法を用いた工事であること。
制約条件	・ 地理的な制約条件下における工事であること。（例：ケーブルクレーン、乗用モノレール、コンクリート配管打設、半川締切） なお、半川締切を伴う工事とは、通水断面を確保した仮締切堤で締切りする工事をいう。 ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。
その他	・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

11-2 砂防流路工【新工種】

【新工種】砂防流路工

- (1) 同種条件 (競争参加資格)
- ・ 下記の (ア) ~ (ウ) の要件を満たす砂防流路工の施工実績を有すること。
 - (ア) 計画流量が〇〇m³/s 以上の砂防流路工事の施工実績を有すること。
 - (イ) 施工延長が〇〇m 以上の砂防流路工事の施工実績を有すること。
- ただし、上記 (ア) ~ (イ) は同一工事であること。
- (ウ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。)

(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)

総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。

構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が〇以上であること。 ・ 曲率が〇以下であること。 ・ 水通し幅が同一規模以上であること。【床固工】
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画流量が同一規模以上であること。 ・ 施工延長が同一規模以上であること。
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮 (魚道設置、現地自然石利用等) した工事であること。
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。(例：半川締切、近接施工) ・ 地質面での制約条件下における工事であること。 ・ 気象等の制約下における工事であること。 (例：寒中コンクリート、暑中コンクリート)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

12.海岸工事

12-1 海岸構造物【新工種】

【新工種】海岸構造物	
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす海岸構造物の施工実績を有すること。 (ア) 海岸構造物のうち、堤防・高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、消波堤、高潮・津波防波堤、人工リーフのいずれかの施工実績を有すること。 (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) <p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>	
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の構造形式であること。 (例：堤防・高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、胸壁、消波堤、高潮・津波防波堤、人工リーフ)
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体高さが〇〇m以上であること。 ・施工水深が〇〇m以上であること。 ・施工延長が〇〇m以上であること。
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上) の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。 (例：台船施工、水中施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工) ・地質面での制約条件下における工事であること。 ・気象等の制約下における工事であること。(例：潮待ち、波浪の影響、砕波帯部)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

13.その他

13-1 除草・清掃【新工種】

【新工種】除草・清掃	
<p>(1) 同種条件 (競争参加資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の (ア) ~ (イ) の要件を満たす施工実績を有すること。 (ア) ○○^{*1}における△△^{*2}除草実績を有すること。【除草の場合】 <ul style="list-style-type: none"> *1: 事業 (河川堤防、道路、○○) *2: 除草方法 (例: 人力、機械 (肩掛け式を除く)) を記載のこと。 道路清掃実績を有すること。【清掃の場合】 (道路) 高木剪定実績を有すること。【剪定の場合】 (道路) 塵芥処理実績を有すること。【塵芥処理の場合】 (ダム) (イ) その他 (下記「(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数 (実績保有企業数) に十分配慮して設定すること。) 	
<p>(2) より同種性の高い工事条件 (総合評価項目)</p> <p>総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。</p>	
構造・形式	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工面積が○○m²以上であること。【除草、清掃、山林下刈りの場合】 ・ 剪定本数が○○本以上であること。【剪定の場合】
工法	
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の道路 (国道、一般都道府県道以上または日当たり交通量が○○台/日以上) において、交通規制を伴う工事の施工実績を有すること。 (例: 車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・ 地理的な制約条件下における工事であること。 (例: 急斜面、水中、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

参考資料(より同種性の高い工事の設定例)

(2)「より同種性の高い工事」の設定方針①

■「総合評価落札方式の運用がトライン」における評価項目・評価基準例

- 「総合評価落札方式の運用がトライン」において、品質の確保・向上を実現するための評価基準として「より同種性の高い工事」を位置づけ。

技術提案評価型(S型・非WTO)の場合		評価項目	評価基準	配点			
<p>入札公告</p> <p>申請書及び資料の提出 (「技術提案」以外)</p> <p>競争参加資格の確認 企業・技術者の能力等により 絞り込み(5~10者程度)</p> <p>「技術提案」の提出</p> <p>・技術審査(企業・技術者の能力等) ・「技術提案」の審査(点数化) ・「ヒアリング」の実施</p> <p>競争参加資格の確認・通知</p> <p>入札</p> <p>総合評価(除算方式)</p> <p>落札者の決定</p> <p>工事完成・工事成績評定</p>	<p>段階選抜</p> <p>総合評価</p> <p>企業の能力等</p> <p>技術者の能力等</p>	①過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり 同種性が認められる工事(※2)の実績あり	6点 0点	6点		
		②同じ工種区分の2年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	6点 4点 2点 0点		6点	
		③表彰(同じ工種区分の過去2年間を対象)	表彰あり 表彰なし	3点 0点			3点
		④過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	6点		
				より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	3点		
		⑤同じ工種区分の4年間の平均成績		80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	6点 4点 2点 0点	6点	15点
		⑥表彰(同じ工種区分の過去4年間を対象)		表彰あり 表彰なし	3点 0点	3点	
		⑦監理能力(ヒアリング)		十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	×1.0 ×0.5 ×0.0		
		⑧配置予定技術者の技術提案に対する理解度(ヒアリング)		提案を十分に理解している 提案を理解している 上記以外	×1.0 ×0.5 ×0.0		⑨の点数に乗じる
⑨技術提案	高い効果が期待できる		6点	6点 (×5提案)	30点		
	効果が期待できる		3点				
	一般的事項のみの記載となっている 技術提案が不適切である	0点 不可	(不合格)				

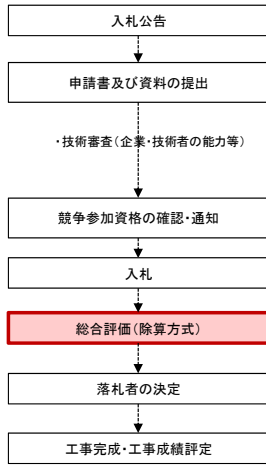
※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

(2)「より同種性の高い工事」の設定方針①

■「総合評価落札方式の運用がトライン」における評価項目・評価基準例

施工能力評価型(II型)の場合



評価項目		評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり 同種性が認められる工事(※2)の実績あり	8点 0点	8点	
	同じ工種区分の2年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	8点 5点 2点 0点		8点
	表彰 *同じ工種区分の工事に関わらず過去2年間の表彰を対象	表彰あり 表彰なし	4点 0点	4点	
	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事 より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事 同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	8点 4点 0点	8点	
②技術者の能力等	同じ工種区分の4年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	8点 5点 2点 0点		8点
	表彰 *同じ工種区分の工事に関わらず過去4年間の表彰を対象	表彰あり 表彰なし	4点 0点		

※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

施工能力評価型II型評価項目例

(2)「より同種性の高い工事」の設定方針②

■対象工種

- 各地整において同種条件設定の参考としている「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン参考資料編 参考5同種工事の設定例」をベースに、地整からの追加要望工種及び発注量の多い維持・補修等を追加。

掲載工種	
トンネル・地下構造物	矢板工法・NATM工事 シールドトンネル 開削工法
鋼橋上部工	単純鉸桁橋 単純箱桁橋 多径間連続鉸桁橋 多径間連続箱桁橋 多径間連続少数主桁橋(2主桁・3主桁 鉸桁・細幅箱橋)【新工種】 鋼床版鉸桁橋(単純・連続) 鋼床版箱桁橋(単純・連続) ラーメン橋 アーチ系橋梁・トラス橋 斜張橋・吊橋 鋼製主塔(斜張橋・吊橋) 鋼橋補修・補強【新工種】
PC上部工	床版橋 桁橋(I・T桁橋) 箱桁橋(張出し架設を除く) 箱桁橋(張出し架設) ラーメン橋またはアーチ橋 PC橋補修・補強【新工種】
橋梁下部工	鉄筋コンクリート構造 鋼製 鋼管コンクリート複合構造 耐震補強(RC構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造)【新工種】
土工	掘削又は切土 盛土 法面工【新工種】 浚渫(ポンプ系、グラブ系浚渫) 特殊系浚渫

掲載工種	
地盤改良	バーチカルドレーン サンドコンパクション工法 深層混合処理工法(機械攪拌翼方式) 深層混合処理工法(高圧噴射攪拌方式) 石灰パイル工法 薬液注入工法 表層混合処理工法
基礎工	場所打ち杭 既製杭 ニューマチックケーソン オープンケーソン 地中連続壁 鋼管矢板基礎 深礎杭
コンクリート構造物工事	カルバート工【新工種】 コンクリート擁壁【新工種】
舗装工	コンクリート系舗装 アスファルト系舗装 舗装維持・補修【新工種】
河川工事	築堤 護岸【新工種】 堰・水門 樋門・樋管 排水機場(堤防乗り越し方式は除く) 耐震補強(水門等RC構造)【新工種】
砂防工事	砂防堰堤(砂防ダム) 砂防流路工【新工種】
海岸工事	海岸構造物【新工種】
その他	除草・清掃【新工種】

※ 水色ハッチは新規追加工種

(2)「より同種性の高い工事」の設定方針③

「より同種性の高い工事」条件の設定方針

- 発注者、受注者に可能な限り新たな負担とならないよう、以下の方針で「より同種性の高い工事」の条件を設定。

	設定方針(案)	概要
同種条件	● 既存工種については、現在の設定要件を活用	● 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン参考資料編 参考5同種工事の設定例」における設定要件を活用し、実運用で混乱をきたさないように配慮する。
	● 新工種については地整の運用実態を踏まえて設定	● これまで各地方整備局で設定されていた同種条件を参考にして設定を行うこととし、実運用で混乱をきたさない項目とする。
	● 「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする	● 今回、追加された「より同種性の高い工事」の要件についても、工事の現場条件等を考慮し同種条件として設定可能とし、運用の柔軟性を確保し個別工事への最適化を図るものとする。
より同種性の高い工事条件	● 工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙	● 条件を分類することにより、実運用で引用しやすいものとする。
	● 具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上であること」を上限とする	● 可能な限り、CORINSで検索・確認が可能な項目とすることによって、企業及び発注者双方の負担を軽減する。 ● 当該工事で求められる条件(構造・形式、規模、工法、制約条件)を越える過大な実績は求めないこととする。

(2)「より同種性の高い工事」の設定例①

橋梁上部工－多径間連続箱桁橋(案)【既設定工種】

〔同種条件(競争参加資格)〕

現在の設定要件を活用

「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする

〔より同種性の高い工事条件〕

工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上であること」を上限とする

多径間連続箱桁橋	
(1) 同種条件(競争参加資格) 下記の(ア)～(オ)の要件を満たす制作及び架設の施工実績を有すること。 (ア) 道路橋(A活荷重又はTL=20以上)または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。 (イ) 橋梁型式が鉄桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鉄桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。 (ウ) 最大支間長が○〇m以上であること。 (エ) 架設工法が、○〇〇であること。 ただし、(ア)～(ウ)は、(エ)と同工種であること。 (オ) その他(下記「(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること。 ● 求める規模・架設工法は次のとおりとする。 ○(ウ)：最大支間長	
設計規模	40m未満
設定条件	設定しない。最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。
(エ)：架設工法	
設計工法	・トックレン工法 ・トックレンステージング工法(クローレン含む)
設定条件	要件としない。左記以外の工法
設定条件	要件としない。下記の工法以外の工法であること。 ・トックレン工法 ・トックレンステージング工法(クローレン含む)
(2) より同種性の高い工事条件(総合評価項目) 総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。	
構造・形式	構造形式が多径間連続箱桁橋であること。 斜角が○以下の施工実績【斜橋の場合】 R=○以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 桁高変化の伴う橋梁であること。
規模	最大支間長が同一規模以上であること。
工法	架設工法が同一工法(例：ケーブル、片持ち、送出し)であること。 主要部材の現場溶接を行った工事であること。(桁高が低い場合)
制約条件	供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。 (例：車線減少、切り直し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。 (例：河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアクセス道路無し)
その他	その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合

注) 赤字：新たに追加した事項
黒字：現在の設定例の記述

(2)「より同種性の高い工事」の設定例②

■土工－掘削又は盛土（案）【既設定工種】

〔同種条件（競争参加資格）〕

現在の設定要件を活用

「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする

〔より同種性の高い工事条件〕

工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上である」ことを上限とする

掘削又は切土				
(1) 同種条件（競争参加資格）				
・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす掘削又は切土の施工実績を有すること。				
○（ア）掘削又は切土の土量が〇〇m ³ 以上の工事の施工実績を有すること。				
（イ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）				
・求める規模は次のとおりとする。				
○（ア）：掘削又は切土土量				
設計規模	10,000 m ³ 未満	10,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	100,000 m ³ 以上 150,000 m ³ 未満	150,000 m ³ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ³ で設定。	50,000 m ³ で設定。	100,000 m ³ で設定。
○（ア）：岩掘削				
設計規模	5,000 m ³ 未満		5,000 m ³ 以上	
設定条件	設定しない。		硬岩（中硬岩含む）実績。	
(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）				
総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。				
構造・形式	規模			
規模	掘削、切土若しくは岩掘削量が同一規模以上であること。 切土高が〇〇m以上であること。			
工法	大型掘削機と火薬を併用する工事であること。			
制約条件	供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工）			
その他	その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合			

注) 赤字：新たに追加した事項
黒字：現在の設定例の記述

(2)「より同種性の高い工事」の設定例③

■コンクリート構造物－コンクリート擁壁（案）【新規設定工種】

〔同種条件（競争参加資格）〕

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとする

「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする

〔より同種性の高い工事条件〕

工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上である」ことを上限とする

【新規設定工種】コンクリート擁壁			
(1) 同種条件（競争参加資格）			
・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす擁壁の施工実績を有すること。			
○（ア）躯体高さが〇〇m以上の△△ [*] の工事の施工実績を有すること			
*：現場打ち擁壁、プレキャスト擁壁を記載すること。			
（イ）その他（下記「(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数（実績保有企業数）に十分配慮して設定すること。）			
・求める規模は次のとおりとする。			
○（ア）：躯体高さ			
設計規模	5m未満	5m以上10m未満	10m以上
設定条件	設定しない	5mで設定。	10mで設定。
(2)より同種性の高い工事条件（総合評価項目）			
総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。			
構造・形式	規模		
規模	同一の構造であること。（例：杭基礎）		
工法	躯体高さが同一規模以上であること。		
制約条件	供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。 （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め） 地理的な制約条件下における工事であること。 （例：河川内施工、河川内で仮締切を伴う施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去、急峻な地形） 地質面での制約条件下における工事であること。 気象等の制約下における工事であること。 （例：寒中コンクリート、暑中コンクリート）		
その他	その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合		

注) 赤字：新たに追加した事項
黒字：現在の設定例の記述